

平成26年度第1回「紋別市子ども・子育て会議基準検討部会」会議録

日時	平成26年7月30日（水）18時00～18時55分	
会場	紋別市役所 2階 第2会議室	
出席者	(委員) ※50音順	(市・事務局)
	委員 阿部 芳克 委員 諏江 信夫 委員 村井 信子 3名 代理出席 1名	児童家庭課長 内田 誠 児童家庭係長 仲条 憲明 子育て支援係長 佐藤 拓麻 青少年係長 金井 隆行
事務局	保健福祉部 児童家庭課	
傍聴人	1名	

1 開会

(児童家庭課長)

皆さん、おばんでございます。

本日は、お忙しいなか、ご出席いただき、ありがとうございます。

また、前回の会議では、基準検討部会の委員の指名にご承認いただき、この場をお借りして、改めてお礼申し上げます。

さて、国の現時点での「子ども・子育て支援新制度」の実施時期の動向でございますが、これまでの会議のなかでも若干ご説明させていただきましたが、国は、来年10月に引上げを予定している消費税率10%の増収分のうち、0.7兆円を充てて、新制度の実施を目指しております。今年の秋頃に消費税率の引上げが決定されると、最短で、来年4月から本格実施することになります。

現在、全国の市町村が、準備を進めているところですが、国から示され

ている日程は、非常にタイトなスケジュールで進めなければならず、委員の皆様には、大変なご負担をおかけしますが、出来る限り効率的に進めていけるように取組んでまいりますので、今後とも、宜しく願いいたします。

今日は、放課後児童クラブの設備と運営に関する基準の関係で、教育委員会 生涯学習課の金井隆行青少年係長が事務局員として出席しておりますので、宜しく願いいたします。

それでは、早速ですが、このあとの部会の議事進行につきましては、紋別小学校校長の諏江部会長にお願いしたいと思います。

宜しく願いいたします。

(部会長)

諏江部会長の進行により、会議開会

部会委員5名のうち3名の出席と1名の代理出席があり、過半数の参加により、本会議が有効に成立していることを報告。

2 議事

(1) 議事の1「新制度において条例等で定める各基準について」

- ・新制度において条例等で定める各基準について

子育て支援係長及び青少年係長から「資料1」により説明。

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」については9月議会上程を予定。「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」については12月議会上程を予定。

(部会長)

皆さん、ご質問等ありましたらお願いします。

(質問なし)

(部会長)

冒頭にもお話ししましたが、今回の議事については大変短い日程の中、新制度における各基準を議論しなければならないということで、資料につきましては事前に事務局から各部会委員の皆様へ配布されており、既に一読いただけていると存じますが、議事1については新制度において、新たに定めなければならない基準の概要説明でありました。

事務局側への確認になりますが、この基準については、現在、紋別市で展開されていない事業についての基準もあるかと思われませんが、これについても条例で定めるという理解でよろしいでしょうか。

(子育て支援係長)

4種類の事業の部分であると思いますが、家庭的保育事業等の条例については現在、事業としては事業所内保育が広域紋別病院において展開されておりますが、平成27年4月からは新広域紋別病院隣接地で紋別保育所の開設が予定されておりますことから、4月以降は廃止予定であると聞いております。

そうなりますと市内には該当事業が無いこととなりますが、本条例につきましては、現在は該当となる事業がなくとも、今後の確保方策等によっては新規参入事業者があることも想定されるとため、国から関係法令に基づき、市町村がこの条例を策定することとされておりますので、今現在、未来において事業の実施予定がなくても、基準として定めなければならないものとなっております。

(2) 議事の2「紋別市が条例等で定める各基準案について」

・紋別市が条例等で定める各基準案について

子育て支援係長から「資料2」により説明。

条例(案)については全て、国の基準とおりとし、市独自の基準として暴力団の排除に関する項目を追加すること、規則等で定める「保育の必要性の認定基準」の保護者の就労下限時間を国で示す下限時間の48時間とすることを提案。

(部会長)

膨大な資料ではありますが、既に委員の皆様には一読いただいているということで、質問や意見はありませんでしょうか。

ここをこのようにした方が良いのではとの意見につきましても、先ほど事務局側より説明がありましたように、「従うべき基準」及び「参酌すべき

基準」の部分について、意見等ありませんでしょうか。

(委員)

一つ確認なのですが、資料6頁の認定こども園や幼稚園というのは新制度における認定こども園及び幼稚園という考え方でよろしいでしょうか。

(子育て支援係長)

この条例の対象となる認定こども園及び幼稚園は、新制度において「施設型給付」を受ける施設です。

新制度における幼稚園の選択肢としては「施設型給付」を受けず、これまでと同様に私学助成等を受ける運営も選択できるとされていますが、ここでの幼稚園は「施設型給付」を受ける幼稚園ということになっています。

(部会長)

他にありませんでしょうか。

無ければ、全体を通して質問等ありませんでしょうか。

(委員)

資料1の2頁の2の(1)について事務局に質問ですが、就労時間の下限で48時間から64時間の間とあるのですが、この単位はどのようなものでしょうか。

また、これよりも低い時間の設定は可能なのでしょうか。

(子育て支援係長)

単位については資料に表記が抜けておりまして、大変申し訳ありません。就労時間の下限については「月」48時間から64時間の間ということになります。

これよりも、低い下限時間の設定につきましては、国からこの範囲で自治体が定めることとされておりまして、当市におきましては現況で下限時間の設定をしておりませんことから、国の示す範囲の下限である48時間を当市における下限時間として提案するものであります。

また、現在入所されている子どもの保護者については就労時間が48時間以下の方もいらっしゃると思いますが、その場合は経過措置がとられる予定ですので、すぐに退所してくださいという形にはなりません。あくまで新制度開始後に入所される方が対象となります。

(委員)

資料1の2頁の2の(1)②の区分についての質問ですが、利用可能時間を最大11時間と8時間の2区分に分けるとありますが、この最大時間を10時間等とすることは可能なのでしょうか。

(子育て支援係長)

質問いただきました部分につきましては、現在、北海道へ照会をかけているところでありまして、現況として市立保育所につきましては標準保育時間を8時間としており、その前後に1時間ずつの延長保育を実施しており、併せて10時間が開所時間となっております。

また、中央保育園につきましては10時間の標準保育時間に前後1時間の延長保育を実施しており、併せて12時間が開所時間となっております。

それを受けて、国の示す最大11時間・8時間というものが、標準保育時間を指すということであれば、市内では11時間を満たす保育所は現在ありませんので、表記の仕方を考察する必要があり、開所時間を指すということであれば、最大11時間・8時間の表記で問題ないと考えております。

この部分につきましては、北海道からの回答があり次第、表記方法の見直しが必要となると考えております。

(部会長)

それでは、「保育の必要性の認定基準」については、条例として9月議会に上程するというのではないということによろしいのでしょうか。

(子育て支援係長)

条例で定める場合は先の北海道からの回答も得られていない状況にありますので、9月議会での上程は難しく、12月議会での上程になると考えております。また、「保育の必要性の基準」につきましては改正児童福祉法で、条例で定めなければならないという根拠条文が削除されることから、規則等で定めることも考えております。

このことから、条例で定める場合は12月議会で、規則等で定める場合については、区分における保育時間の表記方法が明確になり次第、制定したいと考えております。

(部会長)

他に意見等なければ、事務局側から提案のあった二つの条例案について、本日議論した意見等を本部会の答申として、次回の子ども・子育て会議にかけるといふことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(部会長)

ありがとうございます。

それでは、事務局側より事務連絡ありましたらお願いします。

(子育て支援係長)

只今、部会長より説明いただきましたとおり、本日いただきました意見等を基に条例案を精査し、次の子ども・子育て会議において承認をいただきたく考えております。

第3回の会議につきましては、8月上旬(11日)を予定しております。

お盆を控えたお忙しい中、タイトなスケジュールで大変申し訳ありませんが、よろしくご協力の程お願いいたします。

(部会長)

それでは、これを以って第1回基準検討部会を閉会いたします。

皆様おつかれさまでした。

3 閉会